

## 消費者契約法に関する調査作業チームの運営について

2011年12月2日  
消費者委員会事務局

## 1. 趣旨

消費者委員会では平成23年8月26日に「消費者契約法の改正に向けた検討についての提言」を行い、民法(債権関係)改正の議論と連携しつつ、消費者庁に対して早急に消費者契約法の改正の検討作業に着手するよう求めた。今後、消費者庁での検討作業が進展することが期待されるが、消費者委員会としても本法の消費者行政における重要性に鑑み、消費者庁における検討作業の進展に合わせて委員会で本格的な調査審議を行いうる体制が整うまでの間、事前の準備作業として、論点の整理や選択肢の検討等を行うための調査作業チームを運営する。

## 2. 構成

調査作業チームは以下のメンバーで構成する。

チーム長:河上消費者委員会委員長

メンバー:消費者委員会委員(有志)

私法学者等の学識経験者

弁護士等の実務経験者

委員会事務局

## 3. 運営要領等

月1回程度のペースで調査作業チームの打ち合わせ会議を開催し、議論を行う。

打ち合わせ会議の議題の設定はチーム長が行う。

資料の作成については、チーム長の指示に従い、メンバーが分担して行う。

調査作業チームの検討状況については、適宜委員会に報告する。